

# 内閣府

## 平成 31 年度税制改正要望結果



平成 30 年 12 月



# 平成31年度 税制改正に関する 内閣府主管項目のポイント ①

## 子ども・子育て支援の推進

### ◆子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置（国税、地方税）★

- 「経済財政運営と改革の基本方針(平成30年6月15日閣議決定)」において、3歳から5歳まで(0歳から2歳については住民税非課税世帯が対象)の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化することとされている。現行上、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもの保護者に支給される子どものための教育・保育給付は全て非課税となっており、上記の幼児教育の無償化を進めるに当たり法改正を行う場合、併せて税制上の所要の措置(非課税措置及び差押禁止措置等)を講ずる。

### ◆結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長（国税）★

- 直系尊属(贈与者)が、子・孫等(受贈者)名義の金融機関の口座等に、結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、この資金について、受贈者ごとに一定額を非課税とする特例措置について、受贈者の所得要件を加えた上で、適用期限を2年延長する。

### ◆企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長（地方税）★

- 企業主導型保育事業の更なる活用を含め、平成32年度までに約32万人分の保育の受け皿を整備することとしていることを踏まえ、平成29年4月1日～平成31年3月31日の期間に企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等に限り、同事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準を減免する特例措置について、適用期限を2年延長する。

## 地域経済活性化事業等支援政策の推進

### ◆地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長（地方税）★

- 地域経済活性化支援機構(REVIC)に係る法人事業税の資本割の課税標準となる「資本金等の額」を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする特例措置について、適用期限を5年延長する。



## 平成31年度 税制改正に関する 内閣府主管項目のポイント ②

### 地方創生の推進

#### ◆特区における清酒の製造体験のための酒税法の特例措置（国税）★

- 構造改革特別区域法の改正を前提に、清酒の製造免許を保有する者が、地域の活性化を図ることを目的として、特区内において清酒の製造体験を実施する場合における酒税法の特例措置を講ずる。

#### ◆地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の運用改善（国税、地方税）

- 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の一層の活用促進を図るため、徹底した運用改善を実施する。

#### ◆国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長（国税）★

- 国家戦略特区において、国際経済活動の拠点の形成を図るとともに、立地する産業の国際競争力を向上させる民間都市開発を推進するための課税の特例措置について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

### 沖縄政策の推進

#### ◆沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例（国税、地方税）★

- 適用期限を2年延長する。

#### ◆沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例（国税、地方税）★

- 適用期限を2年延長する。

#### ◆沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例（国税、地方税）★

- 適用期限を2年延長する。

#### ◆沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例（国税、地方税）★

- 適用期限を2年延長する。

#### ◆沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例（国税、地方税）★

- 適用期限を2年延長する。

#### ◆沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例（国税、地方税）★

- 適用期限を2年延長する。

#### ◆沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置（国税）★

- 適用期限を2年延長する。

## 平成 31 年度税制改正要望（目次）

1. 子ども・子育て支援の推進	.....	P4
2. 地域経済活性化事業等支援政策の推進	.....	P7
3. 地方創生の推進	.....	P9
4. 沖縄政策の推進	.....	P13
5. 公益法人制度の適正な運営の推進	.....	P20
6. 防災政策の推進	.....	P21

## 1. 子ども・子育て支援の推進

### ① 子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

#### [新設]

<税目> (国 税) 所得税等  
(地方税) 個人住民税等

#### 概要

「経済財政運営と改革の基本方針（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」において、3 歳から 5 歳まで（0 歳から 2 歳については住民税非課税世帯が対象）の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化することとされている。

現行上、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもの保護者に支給される子どものための教育・保育給付は全て非課税となっており、上記の幼児教育の無償化を進めるに当たり法改正を行う場合、併せて税制上の所要の措置（非課税措置及び差押禁止措置等）を講ずる。

#### 要望結果

幼児教育を無償化するための保護者に対する支援について、法改正を前提に、税制上の所要の措置（非課税措置及び差押禁止措置等）を講ずる。

<文部科学省、厚生労働省と共管>

## ②結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長 [延長]

<税目> (国 税) 贈与税

### 概要

将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな原因の一つになっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援するものである。

### 要望結果

直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、この資金について、受贈者ごとに一定額を非課税とする現行の特例措置の適用期限を2年延長する。なお、平成31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等については、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本制度の適用を受けることができないこととする。

<金融庁と共管>

③ 企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長 [延長]

＜税目＞（地方税）固定資産税、事業所税、都市計画税

**概要**

「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、平成 29 年 6 月に公表した「子育て安心プラン」を前倒しし、企業主導型保育事業の更なる活用を含め、平成 32 年度までに約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしていることを踏まえ、引き続き企業主導型保育事業の活用を促進するため、同事業に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を延長する。

**要望結果**

平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の期間に企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等に限り、同事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準を減免する特例措置について、適用期限を 2 年延長する。

## 2. 地域経済活性化事業等支援政策の推進

### ① 地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長 [延長]

＜税目＞（地方税）事業税

#### 概要

(株)地域経済活性化支援機構（REVIC）については、業務を遂行するために十分な財務基盤を有していることが必要であることから、法人事業税の資本割に係る課税標準となる「資本金等の額」を、銀行法施行令の最低資本金の額（20億円）とする特例が措置されている。

#### 要望結果

本特例措置の適用期限を5年延長する。

＜金融庁と共管＞

## ②経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び延長

### [拡充・延長]

<税目> (国 税) 所得税  
(地方税) 個人住民税

### 概要

中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、平成31年3月末までの間、譲渡益を非課税とする特例が措置されている。

### 要望結果

中小企業の再生を継続的に支援する必要があることから、適用対象に平成28年度以降に一定の要件を満たした再生計画を公表した者を加えたうえ、当該措置の適用期限を3年延長する。

<金融庁、復興庁と共管>

### 3. 地方創生の推進

#### ① 特区における清酒の製造体験のための酒税法の特例措置 [新設]

＜税目＞（国 税）酒税

##### 概要

清酒の製造免許を保有する者が、地域の活性化を図ることを目的として、構造改革特区内において清酒の製造体験を実施する場合における酒税法の特例措置を講ずる。

##### 要望結果

構造改革特別区域法の改正を前提に、特区内において清酒の製造免許を受けている者が、当該特区内の地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の体験製造場を既存の清酒の製造場と一の製造場とみなす措置を講ずる。

## ②地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の運用改善

＜税目＞（国 税）法人税  
（地方税）法人住民税、事業税

### **概要**

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の一層の活用促進を図るため、企業や地方公共団体からの意見等を踏まえ、徹底した運用改善を実施する。

### **要望結果**

地方創生関係交付金との併用や基金への積立要件の緩和、寄附払込時期の弾力化等、徹底した運用改善を実施する。

＜内閣官房と共管＞

③ 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長 [延長]

<税目> (国 税) 法人税、所得税、登録免許税

**概要**

国家戦略特区において、国際経済活動の拠点の形成を図るとともに、立地する産業の国際競争力を向上させる民間都市開発を推進するため、課税の特例措置を延長する。

**要望結果**

国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置（割増償却、登録免許税の軽減）について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

④都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長 [延長]

<税目> (国 税) 法人税、所得税、登録免許税  
(地方税) 不動産取得税、固定資産税、都市計画税

**概要**

都市再生緊急整備地域等において、国土交通大臣の認定を受けた大規模で優良な民間都市開発プロジェクト(認定民間都市再生事業)に係る特例措置の延長を行う。

**要望結果**

認定民間都市再生事業に係る特例措置について、見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

<国土交通省と共管>

## 4. 沖縄政策の推進

### ① 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例 [延長]

<税目> (国 税) 法人税  
(地方税) 法人住民税、事業所税

#### 概要

沖縄の観光地形成促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の 15% (建物等は 8%) の税額控除等の特例措置を講ずる。

#### 要望結果

適用期限 (平成 31 年 3 月 31 日) を 2 年延長する。

<国土交通省、経済産業省と共管>

## ② 沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例 [延長]

＜税目＞（国 税）法人税  
（地方税）法人住民税、事業税、事業所税

### 概要

沖縄の情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、所得金額の40%の特別控除を講ずる。

また、情報通信産業振興地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除等の特例措置を講ずる。

### 要望結果

適用期限（平成31年3月31日）を2年延長する。

＜総務省、経済産業省と共管＞

### ③ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例 [延長]

＜税目＞（国 税）法人税、所得税  
（地方税）法人住民税、事業税、事業所税

#### 概要

沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の34%（建物等は20%）の特別償却又は15%（建物等は8%）の税額控除等の特例措置を講ずる。

#### 要望結果

適用期限（平成31年3月31日）を2年延長する。

＜経済産業省と共管＞

#### ④ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例 [延長]

＜税目＞（国 税）法人税、所得税、関税  
（地方税）法人住民税、事業税、事業所税

##### 概要

沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、専ら特定国際物流拠点産業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、所得金額の40%の特別控除を講ずる。

また、地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の50%（建物等は25%）の特別償却又は15%（建物等は8%）の税額控除等の特例措置を講ずる。

##### 要望結果

適用期限（平成31年3月31日）を2年延長する。

＜経済産業省と共管＞

## ⑤ 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例 [延長]

＜税目＞（国 税）法人税、所得税  
（地方税）法人住民税、個人住民税、事業税

### 概要

沖縄の経済金融活性化特別地区において、主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、所得金額の40%相当額に特区内従業員数割合を乗じて計算した金額の特別控除を講ずる。

また、特区において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の50%（建物等は25%）の特別償却又は15%（建物等は8%）の税額控除の他、事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者へ投資を行った個人に対するエンジェル税制等の特例措置を講ずる。

### 要望結果

適用期限（平成31年3月31日）を2年延長する。

⑥ 沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例 [延長]

<税目> (国 税) 法人税、所得税

**概要**

沖縄の離島地域において、旅館業用建物等の取得等をした場合には、取得価額の8%の特別償却等の特例措置を講ずる。

**要望結果**

適用期限（平成31年3月31日）を2年延長する。

⑦ 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置 [延長]

<税目> (国 税) 酒税

**概要**

沖縄県の本土復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、県内にある製造場で製造し、県内に出荷する酒類について酒税を軽減（軽減割合は泡盛 35%、ビール等 20%）する。

**要望結果**

適用期限（平成 31 年 5 月 14 日）を 2 年延長する。

## 5. 公益法人制度の適正な運営の推進

### ① 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長 [延長]

<税目> (国 税) 印紙税

#### 概要

奨学金を必要とする学生が公益法人等からの奨学金貸与を一層受けやすくする観点から、奨学金貸与事業に関する文書（借用証書等）の作成時に必要とされている印紙税を非課税とする。

#### 要望結果

公益法人や学校法人等が奨学金事業を実施する場合には、独立行政法人日本学生支援機構と同様に、貸与者又は借受人が作成した文書（借用証書等）に係る印紙税について、非課税とするもの。平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの時限措置であるが、適用期限を 3 年延長する。

<文部科学省と共管>

## 6. 防災政策の推進

### ① 防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長 [拡充・延長]

<税目> (地方税) 固定資産税

#### 概要

一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が緊急輸送道路の防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路等で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の課税標準を軽減するもの。

#### 要望結果

(拡充) 対象について、現行の緊急輸送道路に加え、交通安全上の課題がある道路等（バリアフリー生活関連経路、通学路など）を追加

- ・ 道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止又は制限している道路の区域 : 課税標準4年間1/2に軽減
- ・ 上記以外の緊急輸送道路 : 課税標準4年間3/4に軽減

(延長) 適用期限を3年(平成31年4月1日～平成34年3月31日)延長

<総務省、経済産業省、国土交通省と共管>

②熊本地震の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充 [拡充]

＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税

**概要**

平成 28 年熊本地震により被災した通常 2 年度分の特例が適用されている被災住宅用地について、住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合、適用期間を延長する。

**要望結果**

適用期限を 2 年（平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日）延長

＜国土交通省と共管＞